施行規則の一部を改正する省令を次のように定め第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号) | | |

平成二十八年十二月二十八日

下に「(付表第六十三に掲げるものを除く。)」を加別表二の二の項植物の欄中「なつめ属植物」の 七十三号)の一部を次のように改正する。 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第植物防疫法施行規則の一部を改正する省令 農林水産大臣 山本 有二

え、同表の付表に次のように加える。 つて農林水産大臣が定める基準に適合していたいで輸入されるいんどなつめの生果実であ六十三 台湾から発送され、他の地域を経由し るもの

この省令は、公布の日から施行する。 附 則